

令和3年度の市・県民税における主な改正点は、次のとおりです。

■給与所得控除の見直し

(1) 給与所得控除額を一律10万円引き下げます。

(2) 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を1,000万円から850万円に引き下げ、その上限額は220万円から195万円に引き下げます。

※子育て世帯や介護世帯に負担が生じないよう措置が講じられます(所得金額調整控除)。

給与等の収入金額(A)	給与所得控除額(改正後)	給与所得控除額(改正前)
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超180万円以下	$(A) \times 40\% - 10$ 万円	$(A) \times 40\%$
180万円超360万円以下	$(A) \times 30\% + 8$ 万円	$(A) \times 30\% + 18$ 万円
360万円超660万円以下	$(A) \times 20\% + 44$ 万円	$(A) \times 20\% + 54$ 万円
660万円超850万円以下	$(A) \times 10\% + 110$ 万円	$(A) \times 10\% + 120$ 万円
850万円超1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		220万円

■公的年金等控除の見直し

(1) 公的年金等控除額を一律10万円引き下げます。

(2) 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、控除額の上限は195万5,000円になります。

(3) 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合には一律10万円、2,000万円を超える場合には一律20万円が、上記(1)(2)の見直し後の金額から引き下げられます。

公的年金等の収入金額 (A)	改正後			改正前	
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額				
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	区分なし	
65歳以上	330万円以下	110万円	100万円	90万円	120万円
	330万円超410万円以下	$(A) \times 25\% + 27$ 万5,000円	$(A) \times 25\% + 17$ 万5,000円	$(A) \times 25\% + 7$ 万5,000円	$(A) \times 25\% + 37$ 万5,000円
	410万円超770万円以下	$(A) \times 15\% + 68$ 万5,000円	$(A) \times 15\% + 58$ 万5,000円	$(A) \times 15\% + 48$ 万5,000円	$(A) \times 15\% + 78$ 万5,000円
	770万円超1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145$ 万5,000円	$(A) \times 5\% + 135$ 万5,000円	$(A) \times 5\% + 125$ 万5,000円	$(A) \times 5\% + 155$ 万5,000円
	1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円	円
65歳未満	130万円以下	60万円	50万円	40万円	70万円
	130万円超410万円以下	$(A) \times 25\% + 27$ 万5,000円	$(A) \times 25\% + 17$ 万5,000円	$(A) \times 25\% + 7$ 万5,000円	$(A) \times 25\% + 37$ 万5,000円
	410万円超770万円以下	$(A) \times 15\% + 68$ 万5,000円	$(A) \times 15\% + 58$ 万5,000円	$(A) \times 15\% + 48$ 万5,000円	$(A) \times 15\% + 78$ 万5,000円
	770万円超1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145$ 万5,000円	$(A) \times 5\% + 135$ 万5,000円	$(A) \times 5\% + 125$ 万5,000円	$(A) \times 5\% + 155$ 万5,000円
	1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円	円

基礎控除の見直し

(1) 基礎控除額を 10 万円引き上げます。

(2) 合計所得金額が 2,400 万円を超えると、その合計所得金額に応じて控除額が減り、2,500 万円を超えると基礎控除の適用はなくなります。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400 万円以下	43 万円	33 万円 (所得制限なし)
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円	
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円	
2,500 万円超	適用なし	

■所得金額調整控除の創設

(1) 給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する場合、給与等の収入金額(1,000 万円を超える場合は 1,000 万円) から 850 万円を控除した金額の 10%に相当する金額を給与所得から控除します。

(ア) 特別障害者に該当する

(イ) 23 歳未満の扶養親族を有する

(ウ) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

(2) 給与所得と公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が 10 万円を超える場合、各所得金額(それぞれ 10 万円を限度)の合計額から 10 万円を控除した残額を給与所得の金額から控除します。

(1) の控除がある場合は、(1) の控除後の金額から控除します。

■調整控除の見直し

合計所得金額が 2,500 万円を超える場合、調整控除の適用対象外となります。

■未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

(1) 婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身者（合計所得金額 500 万円以下）は、ひとり親控除（控除額 30 万円）が適用されます。

(2) 上記以外の寡婦は、継続して寡婦控除（控除額 26 万円）を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても所得制限（合計所得金額 500 万円以下）を設けます。

(3) 合計所得金額が 135 万円以下の未婚のひとり親は、非課税となります。

※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外となります。

■その他の見直し

要件等	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	合計所得金額 48 万円以下	合計所得金額 38 万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額要件	合計所得金額 48 万円超 133 万円以下	合計所得金額 38 万円超 123 万円以下
勤労学生控除の合計所得金額要件	合計所得金額 75 万円以下	合計所得金額 65 万円以下
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親に対する非課税措置の合計所得金額要件	合計所得金額 135 万円以下	合計所得金額 125 万円以下

均等割の非課税限度額の合計 所得金額	同一生計配偶者または扶養親族がある人	
	合計所得金額が 31 万 5,000 円× (同一生計配偶 者 + 扶養親族の数 + 1) + 10 万円 + 18 万 9,000 円	合計所得金額が 31 万 5,000 円× (同一生計配 偶者 + 扶養親族の数 + 1) + 18 万 9,000 円
	同一生計配偶者または扶養親族がない人	
	合計所得金額が 31 万 5,000 円 + 10 万円	合計所得金額が 31 万 5,000 円
所得割の非課税限度額の総所 得金額等	同一生計配偶者または扶養親族がある人	
	総所得金額等が 35 万円× (同一生計配偶者 + 扶養 親族の数 + 1) + 10 万円 + 32 万円	総所得金額等が 35 万円× (同一生計配偶者 + 扶 養親族の数 + 1) + 32 万円
	同一生計配偶者または扶養親族がない人	
	総所得金額等が 35 万円 + 10 万円	総所得金額等が 35 万円
家内労働者等の必要経費の特 例要件の最低保証額	55 万円	65 万円